

平成 23 年

第 1 回市議会定例会 議案第 34 号

函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続  
等に関する条例の一部改正について

函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する  
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 25 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続  
等に関する条例の一部を改正する条例

函館市一般廃棄物処理施設生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する  
条例（平成 10 年函館市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い規定を整備する  
ため